

## 4 平成27年度 事業計画

## 平成27年度 出雲保健所の重点的な取組

〈基本理念〉

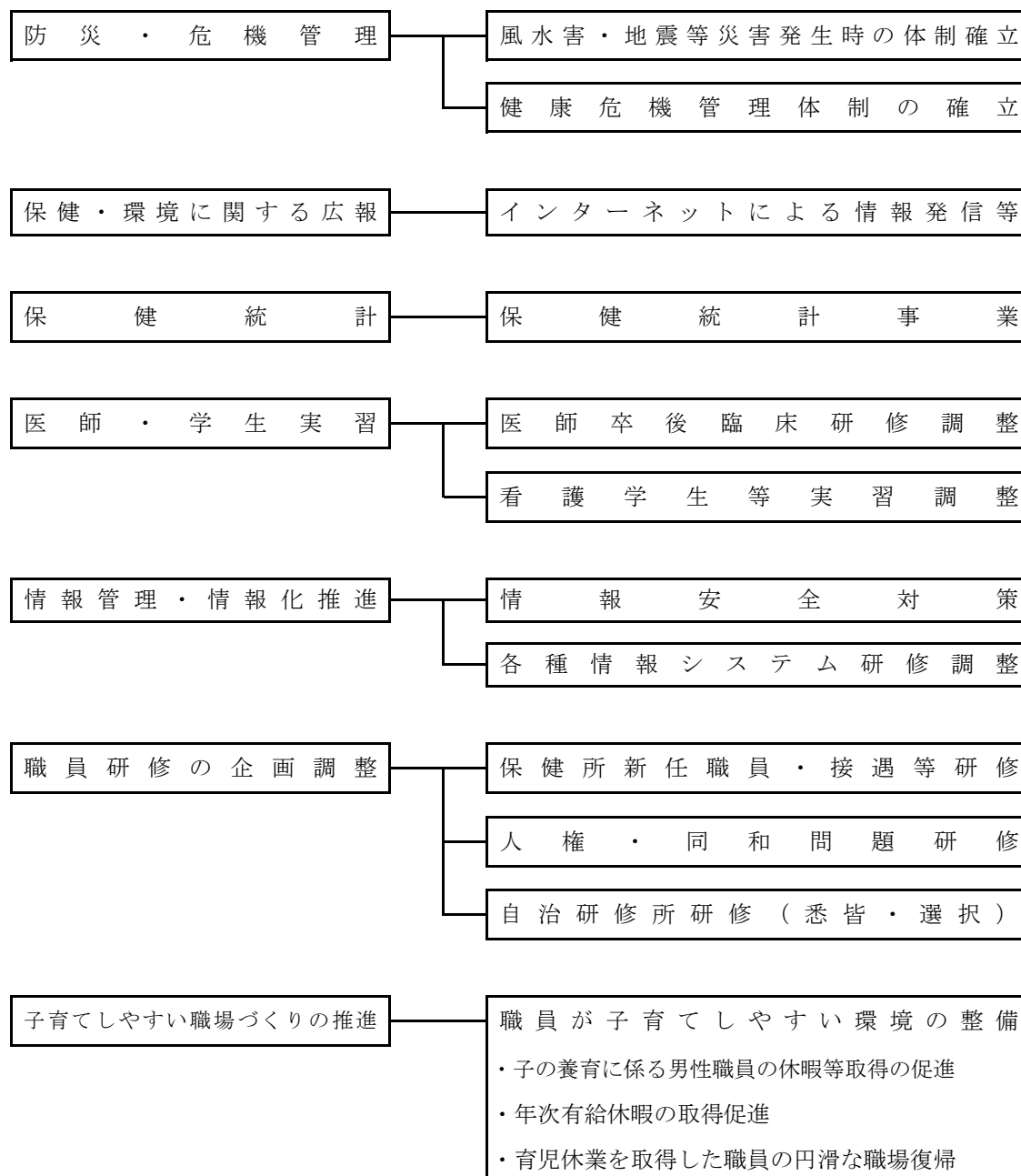
〈重点目標〉

〈具体的な取組〉

生涯にわたって健やかで快適に暮らせる地域と環境づくり

健康で安心して暮らせる地域づくり	「圏域保健医療計画」の進行管理並びに地域医療構想策定に向けた圏域内協議及び合意形成
	関係機関の連携による在宅医療、災害保健医療の推進
	地域包括ケアシステムの構築を目指した医療・介護連携の推進
	行政・住民・企業・関係団体等が協力した「健康長寿しまね」の推進及び第2次計画の進行管理
	がん対策、脳卒中・糖尿病など生活習慣病予防対策の推進及び地域・職域における連携の強化
	認知症の予防と理解の促進
	市、関係団体と連携した食育・食環境づくり等による食生活改善対策の推進
	「80歳20本の歯推進事業」による歯科保健対策の推進
	医薬分業の推進
	食品の安全・安心確保対策の推進及び食品表示の適正指導
	結核、肝炎等感染症対策の推進
	新型インフルエンザ等健康危機管理体制の充実・強化
生活衛生関係営業施設への衛生管理の取組み	
安心して子供を産み育てられる地域づくり	「健やか親子しまね」の推進及び計画の進行管理
	長期に療養を必要とする児への支援対策
	周産期医療におけるネットワークづくり
障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり	心の健康づくりを進めるための関係機関とのネットワークの充実強化、啓発活動の推進
	精神障がい者の自立と社会参加の促進
	ボランティアの育成や保健・医療・福祉の連携による入院患者等の地域移行と地域生活定着の推進
	自死予防対策の推進
快適に暮らせる地域づくり	難病患者及び家族の療養支援の推進
	アスベスト飛散防止等による大気環境の保全
	廃棄物の減量化・再利用・再資源化等の取組みによる「循環型社会」の推進
	産業廃棄物の排出事業者・処理業者に対する監視指導の強化
	大気汚染物質排出施設の監視指導による大気環境の保全
	浄化槽放流水、事業場排水の監視指導による水環境の保全
動物の愛護及び管理の普及啓発	

## 総務課業務



## 総務課

### 1 予算管理

「財政健全化基本方針」（平成19年10月策定）に基づき、引き続き事務経費の徹底した削減に努める。（関連事業：「4 エコ・オフィスプランの推進」による経費節減）

※ 平成20年度から4年間は集中改革期間として、平成24年度から2年間は「経過監視期間」として、抜本的な改革を集中的に取り組んできたが、引き続き基本方針に掲げる「行政の効率化・スリム化」「事務事業の見直し」「財源の確保」の3分野において健全化の取組みを進める必要があることから、次の消費税引き上げが法律上予定されている平成27年度まで経過監視の期間を2か年延長して適切な経済財政運営に努めることとされている。

### 2 災害等危機管理

災害発生時における迅速・的確な対応を行うため、危機管理体制の充実を図る、管内で行われる防災訓練・通報訓練への参加、防災設備の点検等を行う。

### 3 働きやすい職場環境整備の推進

事務所安全衛生委員会を開催し、所要事項の調査・審議等を行い、職員の健康及び衛生管理を図る。

- (1) 事務所安全衛生委員会の開催（年2回）
- (2) 時間外勤務時間の縮減対策・過重労働の防止・交通災害の防止等
- (3) たばこ対策
- (4) メンタルヘルス対策

### 4 エコ・オフィスプランの推進

資源・エネルギーの有効利用、地球環境保護、経費節減を図るため、事務所エコオフィスプランを推進する。

- (1) 用紙類の使用節減、不要ファイル等の廃棄・整理、廃棄物の分別徹底とリサイクルの推進
- (2) 節電・節水等、省エネルギーの徹底

### 5 研修事業の企画調整

保健所職員としての必要な知識を習得する。

- (1) 保健所新任職員研修
  - ・ 目的：保健所の職員として、保健所業務の概要及び地域における保健所の役割及び機能を理解する。
  - ・ 実施時期：平成27年4月
  - ・ 内容：保健所の業務の概要
  - ・ 対象者：平成27年度出雲保健所新任職員

(2) 人権・同和問題職場研修

- ・ 目的：職員一人ひとりが人権・同和問題に対する正しい認識を持ち、適切な対応を行う。
- ・ 実施時期：年2回（6月・2月）
- ・ 内容：同和問題を始めとする様々な人権問題からテーマ設定
- ・ 対象者：全職員

**6 保健・環境に関する広報**

一般県民に出雲保健所の業務を広く理解してもらうとともに、保健・環境に関する情報を提供する。

(1) インターネット（ホームページ）による情報発信

アドレス：[http://www.pref.shimane.lg.jp/izumo\\_hoken/](http://www.pref.shimane.lg.jp/izumo_hoken/)

**7 保健統計**

(1) 定期報告

- ア 衛生行政報告例（衛生関係）
- イ 地域保健・健康増進事業報告（保健所分）
- ウ 人口動態調査
- エ 病院報告

※ア、イ：年度報      ウ、エ：月報

(2) 隔年調査（平成27年度は非該当）

- ア 医師、歯科医師及び薬剤師の届出・調査
- イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士業務従事者届

**8 医師卒後臨床研修**

臨床研修指定病院から依頼を受け、研修協力施設として臨床研修医の保健所研修（初期卒後臨床研修の内「地域保健」）を受け入れる。受け入れの調整と手続き、プログラム作成※、指導※、評価※を行う。（※印の項目については健康増進課が担当する。）

(1) 研修の実施に当たっては、市、地域医療機関、医療・保健・福祉関係の団体や施設の協力を得て、効果的なプログラムを作成する。

(2) 平成27年度における受入計画は以下のとおり

研修病院名	7月	9月	11月	合計	受入期間
島根大学医学部附属病院	1	2		3	各1ヶ月
島根県立中央病院	1		2	3	各1ヶ月
計	2	2	2	6	

## 9 看護学生等実習

学生や関係機関職員に業務について理解してもらうとともに、活動評価の一助とする。

◇平成27年度における実習計画は以下のとおり

実習	養成資格	学校(施設)、学年等	人数	実施期間
地域看護学実習	保健師、看護師	島根大学医学部	4名	6/15～6/19
		看護学科4年	6名	7/6～7/10
公衆衛生看護学実習	保健師	島根県立大学看護学部 看護学科	4名	10/19～10/23
公衆栄養学実習	管理栄養士	岡山県内養成施設校1校	2名	8/24～28
		兵庫県内養成施設校1校	1名	

(指導担当) 島根大学：医事・難病支援課、島根県立大学：健康増進課、公衆栄養学：健康増進課

## 10 免許事務

医師等の医療従事者（薬剤師を除く）に係る免許事務を行う。

## 心の健康支援課業務



## 心の健康支援課

### 1 精神保健福祉対策の充実にに向けた関係機関との連携

地域における精神保健・医療・福祉に係る諸課題を総合的に検討し、平成24年度に策定した「保健医療計画(出雲圏域)」の進行管理を行うとともに、地域住民の精神保健福祉に関する知識の啓発、精神障がい者の保健と福祉の向上及び社会復帰に向け各施策の推進を図る。

- (1) 保健医療計画（精神疾患一般・うつ病・認知症）の進行管理  
関係機関・団体と連携して、保健医療計画(出雲圏域)の進行管理を行う。
- (2) 出雲地域精神保健福祉協議会の開催
  - ア 「出雲地域精神保健福祉協議会」を開催し、圏域における精神保健に関する諸課題を総合的に検討する。
  - イ 「医療の連携と在宅支援に関する部会」を開催し、精神障がい者の自立と社会参加の推進を図る。部会では、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるために、「精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議」を兼ねて開催する。
  - ウ 「自死予防に関する部会」(出雲圏域自死予防対策連絡会を兼ねる。)を開催し、自死予防対策の総合的推進を図る。

### 2 心の健康づくり啓発活動

地域住民の精神疾患についての正しい理解と心の健康づくりに向け、普及啓発を行う。

- (1) 出雲圏域健康長寿しまね推進会議等の開催  
出雲圏域健康長寿しまね推進会議「こころの分科会」及び「出雲地域精神保健福祉協議会」を開催し、精神疾患の正しい理解と心の健康づくりの普及啓発を図る。
- (2) 地域の要望に応じた啓発活動
  - ア 「心の健康出前講座（うつ病予防、精神疾患の理解、思春期保健、認知症予防等）」を事業所、地域、学校等の要望に応じて開催する。
  - イ 「心の健康づくり取り組み隊」を強化し、「出前講座」における講演等を依頼する等啓発活動の充実に図る。
  - ウ 「出前講座受講者を対象にした心の健康に関するアンケート調査」を実施し、実態把握と啓発の推進を図る。把握した内容は心の健康づくり取り組み隊等の講師に伝え講演内容に活かしていく。
  - エ 地域のイベント、自死予防キャンペーン等に合わせ啓発活動を実施する。
  - オ 地域の各種広報誌等を利用し、心の健康について啓発を行う。



### 3 自死予防対策

「島根県自死対策総合計画」に沿って地域におけるネットワークを構築し、関係機関との連携を強化するとともに、自死予防対策の必要性に対する意識の高揚を図り、地域や職場でうつ病対策を中心とした心の健康問題に対する取り組みを進める等地域の実情に応じた総合的な対策の推進を継続して実施する。

#### (1) 出雲圏域自死予防対策連絡会等の開催

ア 「出雲圏域自死予防対策連絡会」(出雲地域精神保健福祉協議会「自死予防に関する部会」を兼ねる。)を開催し、自死者数の減少に向けた具体的な対策について、医療・労働・保健・高齢者・福祉等関係機関で情報共有に努めるとともに対策の円滑な推進を図る。

イ 出雲圏域自死防止総合対策行動指針の活用推進

ウ 島根県地域自殺対策緊急強化市町村事業に基づき、「出雲市自死対策検討委員会」に参画し支援する。

#### (2) 自死予防に係る普及・啓発・人材育成

ア 世界自殺予防デー、自死予防対策強化月間、地域のイベント等に合わせ街頭キャンペーン活動等を行う。

イ 出雲圏域健康長寿しまね推進会議「こころの分科会」において啓発活動を実施する。

ウ 一般診療科医と精神科医の連携に関する手引きの周知徹底及び活用推進

エ 出雲市との連携による「ゲートキーパー養成研修会」を開催し、地域における早期対応の役目を果たす人材育成と相談体制の充実を図る。

### 4 相談事業

心の健康問題に関して気軽に相談できる体制づくりに努め、広報誌等による周知を行い利用の促進を図るとともに、関係機関と連携して適切な対応を図る。

また、困難事例(相談)については、危機介入等にあたり関係機関と連携して対応する。

#### (1) 心の健康相談

「心の健康相談」(予約制)を毎月2回、定期的で開催する。

「囑託医師」による相談体制を確保する。

#### (2) お酒の困りごと相談・酒害相談員等連絡会

ア 「お酒の困りごと相談」(予約制)を毎月1回、定期的で開催する。

(ア) 酒害相談員、家族相談員と連携し、相談体制の充実を図る。

(イ) 「酒害相談員等連絡会」を開催し関係機関との連携を図る。

イ お酒の困りごと相談を利用する家族には、家族相談員がピア相談を行う。

#### (3) 随時相談

来所・電話相談及び家庭訪問等を随時実施する。

## 5 医療との連携

精神疾患に係る医療を必要とする者に対して、当事者や家族の人権に配慮しつつ家庭訪問や受診勧奨等を行うとともに、関係機関等との連絡・調整・連携により適切な医療の確保・提供を図る。

また、入退院後の必要に応じた支援についても、精神障がい者の地域移行・地域定着支援に向け、当事者や家族・関係機関等と連携して適切な対応を図る。

なお、精神科病院への実地指導を障がい福祉課と連携して実施する。(各病院1回/年)

### (1) 医療保護入院

ア 医療保護入院の適切な運用を図るため、医療機関に対し、入院届、退院届及び定期病状報告等の期日内提出を指導する。

イ 医療機関等と連携し、医療保護入院対象者とその家族等に対し、入退院後の必要に応じた支援を行う。

### (2) 措置入院

ア 「通報」及び「診察保護申請」に対して、人権に配慮しつつ、適切な医療の提供に向け迅速的確に対応する。また、必要に応じて措置入院患者の実地審査を実施する。

イ 医療機関等と連携し、措置入院患者とその家族等に対し、入退院後の必要に応じた支援を行う。

ウ 「精神科救急医療システム出雲圏域連絡調整会議」を開催し、迅速かつ適切な医療の提供に向け関係機関との連携を図る。

### (3) 心神喪失者等医療観察法に係る業務との連携

医療観察法に基づく「地域社会における処遇における運営要領によるケア会議」に参加し、関係機関との連携を図る。

## 6 精神障がい者の自立と社会参加

精神障がい者の自立と支援に向けて、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を推進し、精神障がい者が地域において安心して自立した生活を送れるような社会にしていくという認識のもと、当事者に見合った支援内容の検討を進めるとともに、当事者会及び家族会への支援、障害者総合支援法に基づき市が行うケアマネジメントへの支援を図る。

### (1) 精神障がい者社会適応訓練事業

回復途上にある精神障がい者が、一定期間事業所に通い、社会適応訓練を行うことで、再発予防と社会的自立・社会復帰の促進を図る。

ア 社会適応訓練運営委員会を開催し、訓練対象者を決定する。

イ 協力事業所の拡大を図る。

ウ 協力事業所及び医療機関等との連携を図り、当事者や家族への支援を行う。

- エ 定期的な事業所訪問等を行い、協力事業所に対し支援を行う。
- オ 障害者総合支援法の訓練等給付実施事業所やハローワーク、就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労支援に取り組む。

(2) 精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即し、充実した地域生活を送ることができるよう、関係機関の連携により医療・福祉等の支援を行い、事業の効果的な推進を図る。

ア 「精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議」の開催

- ・ 出雲地域精神保健福祉協議会「医療の連携と在宅支援に関する部会」と兼ねて開催し、関係機関と情報共有を図りながら、事業の効果的な実施及び評価等について検討する。

イ 自立支援ボランティアの育成及び活用

(ア) 自立支援ボランティア（ピアサポーターを含む）の育成と活用

- ・ 精神保健福祉ボランティア養成講座受講修了者等を対象に「自立支援ボランティア養成講座」を開催し、人材の育成を図るとともに活用を促進する。

(イ) 自立支援ボランティア交流会の開催

- ・ ボランティアの交流と情報交換の場を提供し、活動に対する不安の軽減を図り、再教育の場を確保する。

ウ 精神科病院との連携の強化

- ・ 委託事業所とともに、精神科病院との連携の強化を図る。
- ・ 精神科病院における「地域生活移行支援の手引き」の活用状況等を踏まえ、事業の効果的推進に向けた対策を検討する。

エ 地域と医療機関職員の交流実習

- ・ 精神障がい者に関わる医療機関と地域施設の職員が、交流実習を通して相互理解と連携の強化・推進を図る。

オ 退院支援事業所のケア会議等への支援

- ・ 退院支援事業所等が実施するケア会議等に参加し、事業の円滑な実施に向けて情報共有を図るとともに支援する。

(3) 精神保健包括支援会議の開催

ア 処遇困難検討会

(ア) 開催日 (1回/月:原則第3木曜日午後)

(イ) 対象者の受付

(ウ) 対象者の決定

イ 精神障がい者の地域移行支援の取り組みについての協議

(ア) 「地域生活移行支援の手引き」の推進等

(イ) 精神疾患に関するアンケートの実施

(ウ) 地域移行支援の評価

ウ 研修会の開催

(4) 子どもの心の診療ネットワーク事業

子どもの心の診療ネットワークを構築することにより、様々な心の問題を持つ子どもと家族が状況に応じて適切な相談支援や診療を受けることができることを目的に事業を実施する。

ア 出雲圏域子どもの心の診療ネットワーク会議の開催（年2回）

イ 子どもの心の相談（事例検討）の開催（年4回）

ウ 子どもの心の相談（個別相談）の開催（年4回）

\*現在実施している「心の健康相談」（年24回）の中で実施

エ 関係者研修会の開催（年1回）

オ 思春期出前講座の開催

・対象：小・中・高校生、保護者、教職員等

希望される学校へ出向いて講座の開催

カ「出雲地域思春期心の相談先（2015年版）」の作成

「相談先一覧（リーフレット）」の作成

(5) ひきこもり対策

ア ひきこもり家族教室の開催支援

イ 相談対応

(6) 認知症対策

ア 出雲市における認知症予防の取組への支援

イ 認知症予防のまちづくりへの参加

ウ 認知症予防の啓発

(7) 高次脳機能障がい者支援事業

ア 高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議への参加

日時：偶数月の第3水曜日

場所：エスポアール出雲クリニック リハビリセンターゆう

イ 高次脳機能障がい者支援事業支援コーディネーター連絡会議への参加

ウ 高次脳機能障がい者支援研修会への参加

エ 必要に応じたケース支援

(8) 当事者会及び家族会の活動に対する支援

ア 出雲地区家族会連絡協議会

・役員会総会・研修会、家族交流会の支援を行う。

イ 島根県精神当事者連絡会総会への参加

・その他、当事者の活動に対して必要に応じた支援を行う。

(9) ボランティア組織への支援

精神保健福祉ボランティア組織（出雲ほほえみの会）への支援を行う。

ア 出雲ほほえみの会総会への参加

イ 「なかまの会」の運営に関する相談に対応する。

- (10) 障害者総合支援法の円滑な実施に向けた支援  
障がい者福祉サービス事業所への支援を行う。

## 7 地域精神保健医療福祉ネットワーク構築等への参画・支援

島根県医療観察制度運営連絡協議会研修部会への参画

## 8 市における精神保健福祉活動への支援

「出雲市障害福祉計画」の推進のための支援及び各種協議会等への参画と支援並びに状況に応じた専門技術的な支援を行う。

- (1) 自死対策への支援

「出雲市自死対策検討委員会」（「出雲圏域自死予防対策連絡会」・「出雲地域精神保健福祉協議会自死予防に関する部会」と併せて開催）に出席し、自死対策に関する諸課題について検討する。

- (2) 障害者総合支援法の円滑な実施のための支援

「出雲市障がい者施策推進協議会」に推進会議委員として参画し支援する。

「出雲市障がい者施策推進協議会 地域移行部会」に参画し支援する。

「出雲市障がい者施策推進協議会サービス調整会議」に参画し、情報共有を図る。

- (3) 精神障がい者退院支援事業への支援

「出雲市精神障がい者退院支援ネットワーク会議」へ参画し支援する。

「出雲市精神障がい者退院支援ワーキング会議」へ参画し支援する。

- (4) 「出雲市要保護児童対策地域協議会」及び「実務者会議」への参画・支援

- (5) 「出雲市子ども・若者支援協議会」及び「実務者会議」への参画・支援

- (6) 社会復帰等精神保健福祉相談活動への支援

市における相談活動に対し専門技術的支援

## 健康増進課業務

地域保健対策の推進体制整備

- 地域保健関係職員研修
- 市の健康づくり推進協議会等への参画支援

健康長寿しまねの推進

- 出雲圏域健康長寿しまね推進事業

生活習慣病予防対策

- 糖尿病対策事業
- がん予防対策の推進
- 脳卒中予防対策
- 地域・職域連携健康づくり推進事業



食生活改善対策

- 食育推進体制構築事業
- 食育サポーター等育成事業
- 食育推進啓発事業
- マンパワーの育成・人材確保
- 外食栄養成分表示普及事業
- 特定給食施設等指導
- 専門的栄養指導、栄養情報の提供促進
- 管理栄養士養成学校学生実習、免許事務



歯科保健対策

- 80歳20本の歯推進事業

健やか親子しまねの推進

- 母子保健対策
- 長期療養児生活支援事業
- ハイリスク児保健・医療連携事業
- 小児の事故予防対策
- 圏域別周産期医療体制
- 思春期保健対策
- 専門的母子保健相談
- 医療給付等

肝炎医療費助成事業等

- 肝炎医療費助成事業
- 石綿による健康被害相談等

## 健康増進課

### 1 地域保健対策の推進体制整備

#### (1) 地域保健関係職員研修

地域住民の保健・医療・福祉に関するニーズの多様化に対応した適切なサービスが提供できるよう、地域保健関係職員の資質向上を図る。内容については市と協議して必要に応じて開催する。

- 現任教育支援者検討会 2回
- 地域保健専門職員研修 2回
- 新任保健師等研修 1回
- 地域活動歯科衛生士育成研修 必要に応じて連絡会において実施

#### (2) 市の健康づくり推進協議会等への参画支援

市の健康づくり計画に沿った事業の展開が円滑に推進するよう、保健所と市の事業検討会を開催する。糖尿病対策、がん対策、歯科保健対策については市と共催実施できるよう検討を進める。

第2次健康増進計画及び健やか親子しまね計画を推進するため、進捗状況について情報共有するとともに、連携を図って事業の推進を図る。

また、市の要望に応じて健康づくり事業や検討会へ参画し、地域保健関係データ等の情報提供、分析、専門的技術的支援を行う。

### 2 健康長寿しまねの推進

#### (1) 出雲圏域健康長寿しまね推進事業

平成24年度に策定した第2次計画（平成25年度～34年度の10か年計画）を基に出雲圏域健康長寿しまねの推進を図る。

また、県の主要事業「しまね健康なまちづくり事業」の2大プロジェクト事業「からだを動かそうプロジェクト」「うすあじプロジェクト」に圏域でも引き続き取り組んでいく。

事業の展開にあたっては、引き続き積極的な住民参加を得るため「圏域健康長寿しまね推進会議」を中心に、具体的な活動は「幹事会」「分科会」（食、たばこ、運動、こころ、歯）にて検討しながら事業の充実を図っていく。

#### ア 出雲圏域健康長寿しまね推進会議の運営

##### (ア) 圏域推進会議 2回(6月、3月)

ミニ学習をセットし、重点テーマについて理解を深める

##### (イ) 幹事会 2回(9月、2月)

9月：事業の進行管理

圏域健康づくり活動交流会の内容検討

##### (ウ) 分科会 各3回程度

#### イ 出雲圏域計画推進事業【全体事業】

##### (ア) 啓発

- ・「出雲ドームdeスポーツ&健康フェスティバル」へ参加
- ・各種キャンペーンの実施
- ・夏休み、早おき、体そう、朝ごはん、歯みがきチャレンジ事業の実施

- ・健康づくりグループの把握（市とコミセン及び構成団体の協力による）
- ・出雲圏域健康づくり活動交流会の開催
- (イ) しまね健康なまちづくり事業
  - ・県事業と連動し、「うすあじ」（塩分の適正摂取）「ロコモティブシンドロームの予防」に取り組む
  - ・各事業の周知を行う。
- (ウ) 表彰
  - ・健康づくりグループの表彰
  - ・8020よい歯のコンクールの表彰
- (エ) たよりの発行（年2回）
- (オ) 健康づくり出前講座
  - 食、たばこ、運動、心、歯科のテーマで事業所を対象に出前講座を行う。その際、圏域計画概要版を活用し出雲圏域の健康実態について理解してもらうよう啓発を併せて行う。
- (カ) 健康づくりグループ支援事業
  - 地域の健康づくりグループ等へ推進会議が管理する健康機器を貸し出し、健康づくりに役立てる。
  - ・健康機器の貸し出し
  - ・上記事業について関係機関への周知及び効果的な活用

#### ウ 出雲圏域計画推進事業【分科会】

##### <食生活分科会>

- (ア) 外食栄養成分表示普及事業
  - 外食料理や総菜等の栄養情報の提供により、利用者の健康管理を行うことで、食生活や健康面の意識高揚を図る。「連絡調整会議」等を開催し、ニーズにあった健康づくり応援店の拡大やフォローなどを行っていく。
  - ・健康づくり応援店の拡大
  - ・健康づくり応援店のフォロー（健康づくり応援店の状況把握と島根県栄養士会と連携した応援店のフォロー）
  - ・外食栄養成分表示相談員連絡会の開催（年1回）
  - ・連絡調整会議の開催（年1回）
  - ・健康づくり応援店のPR
- (イ) 食生活改善に関する啓発活動
  - 朝食の欠食や野菜の摂取不足が多く見られる若年層を中心とした生活改善をめざし、幼児期から規則正しい生活習慣を身につけられるよう、関係機関と連携を取りながら活動を展開する。また、減塩を推進するため、バランスのとれた食事と素材のうま味を引き出した食事の普及をめざし、様々な体験を通じて、食に対する興味や関心を育てる。
  - ・各種イベントでの食の体験コーナーの設置（地域のイベントに合わせて設置し、朝食の大切さと野菜摂取について啓発）
  - ・食育キャンペーン（食育月間・食育の日にあわせ、一般住民を対象に実施：平成27年6月20日（土））



- ・食育コーナーの設置（コミュニティーセンターや保育所に設置し、朝食や野菜摂取、減塩について啓発：平成27年9月、10月、平成28年3月）
- ・出前講座の実施
- ・うすあじ料理の普及

#### <たばこ分科会>

島根県たばこ対策指針に基づき「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「喫煙者への禁煙支援」「普及啓発」の4つの柱での取組を進めていく。

##### (ア) 未成年者への喫煙防止

- ・市及び学校保健会と連携し喫煙防止対策を推進する
- ・高校での禁煙週間キャンペーンを継続する

##### (イ) 受動喫煙防止対策の推進

- ・公共施設の受動喫煙防止対策（建物内禁煙）に取り組む  
年1回の実態調査を継続する
- ・たばこの煙のない飲食店を拡大する。  
食品衛生協会等の協力により新規飲食店への登録勧奨を行う
- ・たばこの煙のない施設の登録を拡大する
- ・事業所の受動喫煙防止対策に取り組む  
禁煙の事業所（事務所）について、たばこの煙のない施設への登録を働きかける。  
先進的な事業所の取り組みを把握し、対策に生かす。

##### (ウ) 喫煙者への禁煙支援

- ・禁煙希望者向けの禁煙支援リーフレット等の活用・配布
- ・事業所に対して出前講座を実施する

##### (エ) 啓発活動

- ・「世界禁煙デー」にあわせた高校生を対象とした啓発活動

#### <運動分科会>

運動への意識高揚及び習慣の定着を図ることを目的に事業を行い、まめなウォーカー及び関係団体と連携し、ウォーキングの推進・定着につながる活動となるよう進めていく。また、働き盛り世代を中心にロコモティブシンドロームに関する普及啓発を進めていく。

##### (ア) ロコモティブシンドロームに関する普及啓発

- ・出前講座の実施
- ・働き盛りの方への普及啓発を推進するため、出雲圏域地域職域連携推進連絡会、働く人の健康づくりセミナーに参加する。
- ・啓発用媒体の活用
- ・関係者向け研修会の開催
- ・出雲ドームdeスポーツ&健康フェスティバルへ出展

##### (イ) ウォーキング大会等情報収集・提供

##### (ウ) ウォーキングコース現地調査

(エ) まめなウォーカーへの活動支援

- ・まめなウォーカー主管のウォーキングイベントを企画・運営し、主催者に協力する(12月頃)
- ・地域で開催されるウォーキングイベントに参加協力する
- ・出雲市介護予防教室に協力する
- ・まめなウォーカー代表者会(2回程度)

<こころ分科会>

こころの健康に関する調査結果をふまえ、事業所・地域・学校などに出むいての健康づくりの啓発活動を展開していく。

○啓発活動

「心の健康づくり取り組み隊」の協力も得ながらの啓発

<歯科分科会>

8020運動を地域住民に普及啓発するとともに、圏域の課題である壮年期の歯周疾患予防のため、事業所での健康教育を行う。

- (ア) 出雲ドームのイベントや市内高校と連携し「歯科コーナー設置」を設置し啓発
- (イ) か(噛)ミング30セルフチェックの実施
- (ウ) 事業所への出前講座を実施
- (エ) 歯の健康についての理解を深めるためのパンフレットの作成と活用

### 3 生活習慣病予防対策

(1) 糖尿病対策事業

各機関の担う役割の整理や、糖尿病患者・予備群に対する重症化の予防対策の充実のため、保健・医療の安定的なネットワークの構築を図る。

ア 糖尿病予防対策検討会(年2回)

- ・出雲圏域糖尿病療養支援連絡体制システムの運用
- ・保険薬局における糖尿病療養指導の実施  
(事前打ち合わせ5月25日又は26日、学習会6月16日)
- ・病診連携、医科歯科連携などの対策についての検討
- ・重症化予防対策についての検討
- ・慢性腎臓病(CKD)対策についての検討
- ・糖尿病対策の評価、改善点等の検討

イ 研修会の開催(年3回 7月、11月、2~3月)

ウ 圏域の関係機関・団体が行う糖尿病療養支援関係者研修会の支援

エ 患者会への支援(交流会7月頃)

オ 「病院における糖尿病治療・教育等状況」一覧の更新

(2) がん予防対策の推進

平成24年度に策定した「第2次島根県がん対策推進計画」に基づき、がん検診受診者の増加のための啓発活動やがんを予防する生活習慣の啓発、がん検診チェックリストによる事業評価・精度管理等、効果的ながん予防対策の推進を図る。

啓発活動については、圏域健康長寿しまね推進会議とも連携を図る。

ア 啓発

(ア) 島根がん対策キャンペーン(市と共催実施、ウェルネス等企業と連携)

(イ) がん検診啓発サポーターと連携した啓発活動

(ウ) 圏域健康長寿しまね推進事業での啓発

(エ) 乳がんモデルの貸し出し

イ がん検診啓発協力事業所の登録拡大

(ア) 商工会議所、商工会との連携による事業所への周知

ウ 圏域のがん予防対策の推進

(ア) 市とのがん検診検討の場を持つ

(イ) 市の求めに応じた各種がん検診検討の設定

(ウ) 市のがん対策の事業評価等求めに応じがん検診体制整備への支援

(3) 脳卒中予防対策

脳卒中等情報システム事業を活用し壮年期の脳卒中発症・再発予防の取組強化を図る。また、失語症友の会など自主グループ活動の支援を行う。

ア 脳卒中等情報システム事業の運用

(ア) 中核病院等と連携し壮年期の発症者の情報把握

(イ) 発症者への保健指導実施への支援

病院等からの連絡表を市に送付し、市保健師による再発予防のための保健指導につなげる。

(ウ) 脳卒中発症者状況調査と分析

発症者状況調査は奇数年は全県実施、偶数年は圏域独自で調査を実施しており、今年度は全県で実施しこの結果を活用する。

イ 脳卒中对策の充実に向けての地域・医療関係者との連携強化

(ア) 脳卒中对策調整会議の開催(年1回)

発症予防及び再発予防対策を検討・推進することを目的に開催。

脳卒中発症者状況調査の圏域集計結果を分析・検討を行う。

ウ 自主グループ支援

(ア) 圏域失語症友の会活動支援

圏域言語聴覚士等との調整・活動の支援

(4) 地域・職域連携健康づくり推進事業

働きざかりの健康づくりの推進や平均寿命の延伸のため、商工会議所や商工会との連携を深め、業種別組合等への働きかけを充実していく。

取組の活性化に向け働きざかりの健康づくりファイルを関係機関に配布し、健康づくりに関し事業場外資源の有効活用を働きかける。また、全県の方向性である「循環器疾患の対策」、生活習慣改善の「減塩」「運動」等を中心に圏域健康長寿しまね推進会議と連携し、圏域の具体的な検討と取組をすすめる。

市の壮年期対策充実にむけ、支援していく。

ア 出雲圏域地域職域連携推進連絡会(1回)

働きざかりの健康づくり対策の充実に向け、具体的な取組を推進するための関係者との検討を行う。

イ 商工会議所・商工会連絡会（1回）

中小事業所の健康づくりを支える商工会議所及び商工会と全体連絡会の前に連絡の場を持ち、健康づくりファイルや健康づくり情報の広報掲載等情報発信、事業場外資源として地域保健の事業利用、セミナーの持ち方などを検討する。

ウ 働きざかりの健康づくり研修会（1回）

労働基準監督署、労働基準協会出雲支部、出雲地域産業保健センター、島根産業保健総合支援センター、出雲保健所の5機関で協力して企画・実施。

エ 情報発信

（ア）各商工会議所、商工会の広報媒体に健康づくり情報を掲載し、働き盛り世代への情報発信を行う。

（イ）事業所の健康づくりの優良事例について情報収集し、紹介する。

（ウ）協会けんぽ等関係団体とも連携し、情報収集・情報発信をする。

オ 壮年期対策充実に向け、市の求めに応じ活動支援

（5）特定健診・保健指導

特定健診・特定保健指導の状況についてデータ分析等を行い、各種関連会議の資料として活用する。

出雲市のデータヘルス計画の推進に向け、求めに応じた支援を行う。

#### 4 食生活改善対策

（1）食育推進体制構築事業

圏域健康長寿しまね推進会議食生活分科会の中で食育の取り組みについて検討を行う。

（2）食育サポーター等育成事業

食のボランティア組織の活動が、地域の健康づくり組織とも連携した活動となるよう支援する。また、食育に取り組む機関・団体・自主グループを対象とした研修会・交流会を開催し、より主体的な運営、活動となるよう、食育推進の基盤整備につなげる。

ア 食育推進研修会等の開催

食育推進研修会並びに交流会（年1回平成28年1月～3月）

イ 出雲市食のボランティア連絡協議会活動への支援（総会、育成講座）

ウ 平成27年度島根県食生活改善推進協議会総会開催への支援

（平成27年度総会開催地：出雲市多伎町5月21日）

（3）食育推進啓発事業

若い世代が食に関心を持ち実践につながるよう、各団体、組織等と連携し食育活動を進める。

ア 朝食しっかり食べよう普及活動の周知及び調整を行う。

イ まちの食育ステーション事業を関係機関との連携のもとで周知・調整する。

ウ 私のうすあじ達成術大募集の周知

(4) マンパワーの育成・人材確保

栄養士の資質向上を図り、市の栄養改善活動を充実させる。

調理師の資質向上に向け、自らの健康意識を高め、利用者の食育推進の担い手となるよう研修会を行う。

ア 市栄養士活動連絡会（随時）

イ 地域活動栄養士への支援（随時）

ウ 調理師研修会…島根県調理師会連合会出雲支部と連携のうえ実施

(5) 外食栄養成分表示普及事業

外食料理や総菜等の栄養情報の提供により、利用者の健康管理を行うことで、食生活や健康面の意識高揚を図る。

\*この事業は圏域健康長寿しまね推進会議事業として実施

(6) 特定給食施設等指導

給食施設の実態把握により、各施設において適正な給食が提供されるよう指導を行う。

ア 給食施設指導

給食施設指導計画に基づき指導を実施

病 院：各病院毎年1回（立入検査時）

保育所：全施設を3～4年に1回（新施設等は優先して実施）

イ 市保育協議会調理担当者部会における集団指導（8月21日）

ウ 特定給食施設等栄養管理担当者研修会の開催（年1回）

エ 出雲D2会（出雲地域の病院と施設の栄養士の情報交換会）への参加

オ 保育所の食物アレルギー対応マニュアルの作成支援、周知

(7) 専門的栄養指導

関係団体との連携をもとに、広域的または専門的な知識や技術を要する栄養指導、支援を行う。

ア 長期療養児への支援

ぽぽんた親子交流会での食物アレルギー児への指導

(8) 栄養情報の提供促進

健康や栄養に関する正しい情報が提供されるよう啓発を行うとともに、食品衛生機動監視課と連携し指導を行う。

ア 保健機能食品並びに食品表示基準制度の周知

イ 食品表示基準、誇大表示等についての相談

(9) 管理栄養士養成学校学生実習

養成施設や市と連携し、実習の計画、指導、評価を行う。

平成27年8月24～28日 3名受入予定

※ くらしき作陽大学（2名） 神戸女子大学（1名）

(10) 免許事務

栄養士法、調理師法に基づいた免許事務を行う。また、調理師試験受験希望者の願書受付事務、調理業務従事者届の受付事務を行う。

## 5 歯科保健対策

(1) 80歳20本の歯推進事業

島根県歯と口腔の健康づくり計画に基づき、生涯を通じた歯と口の健康づくりを行う。効果的な展開を目指し、①むし歯予防のためのフッ化物応用の波及 ②壮年期の進行した歯周病の予防 ③切れ目のない口腔ケアの提供体制整備 等の課題について関係諸機関との連携のもと、課題解決につなげる。

ア 歯科保健連絡調整会議の開催 (年1回)

地域の歯科保健の課題について検討し、県 歯と口腔の健康づくり計画、圏域健康長寿しまね推進計画の歯科分野の推進につなげる

イ 歯周疾患対策として事業所における歯科健康教育

圏域健康長寿しまね推進会議の取組みとして実施 (出前講座)

ウ 人材育成

(ア) 地域活動歯科衛生士の連絡会への出席、助言等活動支援

(イ) 地域活動歯科衛生士の人材育成

(ウ) 学習会の設定 (必要時)

エ 市等への支援

(ア) 市の歯科保健対策への支援及び歯科保健事業における人材確保調整

(イ) 関係機関・団体との調整

(ウ) フッ化物洗口事業実施への支援

(エ) 出雲市介護保険事業計画策定に向け、市の求めに応じて口腔機能向上に関し、歯科医師会、歯科衛生士会、市との調整を行う

(オ) 歯科医師会で立ち上げた在宅医療担当の活動等支援

オ 個別支援

医療的ケア必要児のうち、歯科受診が必要な児について、歯科医師会と連絡調整を行なう等支援

カ 親と子のよい歯のコンクールの開催…地区大会の開催 (5/14)

## 6 健やか親子しまねの推進

(1) 母子保健対策

「健やか親子しまね」の県計画、圏域計画に沿った次の5つの課題や広域的取組の必要性和今後予測される課題等に取り組む。

【課題】①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

②妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

④小児期からの生活習慣病予防対策と歯科保健対策

- ア 母子保健推進検討会の開催（年1回程度）  
「健やか親子しまね計画・出雲圏域版(H25～H29年度)」の進行管理  
・2～3月頃 今年度の取組の検討
- イ 母子保健に関する協議の場として以下の会議を開催する  
（ア）医療依存度の高い在宅療養児生活支援検討会  
（イ）小児の事故予防ネットワーク会議  
（ウ）圏域別周産期医療体制検討会  
（エ）思春期保健ネットワーク会議
- ウ 出雲市における母子保健対策評価支援等  
（ア）出雲市親子健康づくりネットワーク会議等への参画、評価支援  
（イ）島根県母子保健集計システム結果等の情報提供  
（ウ）乳幼児健診（1歳6ヶ月児）手引きに基づいた実施状況の把握

## （2）長期療養児生活支援事業

慢性疾患による長期療養児については、相談や交流会により保護者等の負担軽減を図る。求めに応じて、自主交流会への支援やたよりの発行などを行い効果的な支援とする。健やか親子しまねの柱の一つである「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」として推進する。

- ア 食物アレルギー児親子交流会（ぽぼんた親子交流会）（2回）
- イ ダウン症児親子交流会（クローバーの会）（2回）
- ウ 口唇口蓋裂児を持つ親の交流会（ピーチの会）（2回）

## （3）ハイリスク児保健・医療連携事業

育児負担の大きい医療的ケアの必要な児と家族の支援については、関係機関と連携して取り組み、ネットワークの構築につなげる。

健やか親子しまねの柱の一つである「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」として推進する。

- ア 医療依存度の高い在宅療養児生活支援検討会の開催（1回）
  - ・保健、医療、福祉、教育等関係機関の横断的な情報交換と在宅支援ファイルの活用による在宅ケア支援体制の強化
  - ・地域でのサービス拡充、保護者支援対策の検討
- イ 親子交流会の開催（平成27年7月4日）
- ウ 看護職や相談支援事業所を対象とした研修会の開催
- エ ケース支援会議の開催、参加（随時）
- オ 家庭訪問、相談等の実施
- カ 情報提供のツールとしての「在宅療養支援ファイル」の随時更新と活用の促進

## （4）小児の事故予防対策

平成10年度から取り組み始め、平成14年度からはネットワーク会議により連携を強化して推進してきた。平成26年度に実施した評価結果を踏まえ、サポーター養成と普及啓発の推進を継続して取り組む。

健やか親子しまねの柱の一つである「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」として推進する。

- ア ネットワークの推進  
ネットワーク会議の開催（年1回）
- イ 実態把握  
家庭でのヒヤリハット事例の把握（通年）；事故予防サポーター出前講座の時に情報収集、交流会で活用を検討
- ウ 小児の事故予防サポーター活動の推進  
（ア）サポーター養成研修会（2回シリーズ）（兼サポーターの再講習）  
（イ）交流会の開催（年2回）  
（ウ）サポーターによる出前講座の普及・推進
- エ 保育所等の施設の安全点検活動  
事故予防サポーターの活動実践の場として保育所等の安全点検実施
- オ 小児の事故に関する普及啓発  
（ア）施設における事故予防対策「ヒヤリハットリスクマネジメントシステム」の手引き書による手法の普及  
（イ）既存の教育媒体の活用による普及啓発  
（ウ）平成26年度実施した調査を基にした普及啓発媒体の作成

#### （5）圏域別周産期医療体制

安心して子どもを産み育てるために、妊娠期から出産、新生児期を通じて総合的な周産期医療体制づくりを進める。また総合周産期母子医療センター及び特定機能病院による機能分担とお産を担う医療機関からの搬送や情報提供等連携を推進する。

- ア 圏域周産期症例検討会（年2回程度）  
お産を担う医療機関関係者での症例検討による連携強化
- イ 圏域周産期看護連絡会（1回）
  - ・「圏域周産期情報ファイル」を活用した病診連携
  - ・産後うつへの早期支援のための医療機関と地域の連携体制の構築
  - ・事例検討を通じた各機関の役割強化

#### （6）思春期保健対策

健やか親子計画に基づいて思春期保健に関する検討会を開催し、課題解決のための対策を検討する。

- ア 思春期保健ネットワーク連絡会
  - ・出雲市、学校、地域における思春期保健対策の、発達段階に応じた取組、健やか親子計画の推進の検討を行う。（年1回）
  - ・補助教材などの活用に関する研修会の開催（年1回）
  - ・実際に補助教材を活用された講演会を見学し生徒の反応や学校現場の意見など聞き取りを行う
  - ・中学生に向けた啓発用リーフレットの配布（随時）
  - ・補助教材や性に関する相談窓口等の情報更新
- イ 求めに応じた思春期保健相談、健康教育



(7) 専門的母子保健相談

不妊治療等の専門的な相談に対応し、相談者の不安解消に努める。

- ア 不妊治療相談、相談センターの紹介
- イ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の相談

(8) 医療給付等

各種の医療給付の申請事務処理を円滑に行い、患者家族の負担軽減を図る。

- ア 結核児童療育給付
- イ 小児慢性特定疾病医療支援事業  
平成27年1月に児童福祉法が改正され、制度変更があったため、適切な事務執行に努める
- ウ 乳幼児医療費等助成に係る慢性呼吸器疾患等14疾患群の判定
- エ 先天性代謝異常等検査要精密検査児の受診状況等の確認
- オ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業
- カ 特定不妊治療費助成事業  
制度の改正に応じ、制度の周知と適切な事務執行に努める

**7 その他**

(1) 肝炎医療費助成事業

(2) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」による石綿健康被害救済業務

- ア アスベストによる健康相談の実施
- イ 石綿による健康被害救済認定申請の窓口業務

## 医事・難病支援課業務



## 医事・難病支援課

### 1 地域保健医療対策

#### (1) 保健医療計画出雲圏域編の進行管理

保健医療計画出雲圏域編（H25～29年度）に基づき、圏域内の医療機能の分担や医療連携等、地域の実情に即した保健医療提供体制の充実を図る。

##### ア 出雲地域保健医療対策会議の開催

開催回数：年1回程度

検討内容：保健医療計画出雲圏域編の進行管理（中間評価年）

##### イ 病病・病診連携体制の推進

- ・医療・介護連携専門部会（医療機能分担検討会議）の開催

開催回数：年2回程度

検討内容：地域医療構想作成に向けた圏域内病院間の機能分担等について検討をする。

- ・地域連携クリティカルパスによる脳卒中、5大がんパス活用・評価方法を検討する。

がん地域連携クリティカルパス検討会（1回）、講演会（1回）

脳卒中地域医療連携会議（1回）

- ・IT事業による医療連携の検討を行う。

##### ウ 救急医療体制支援のための啓発等促進

- ・小児救急医療検討会議の開催

開催回数：年1回程度

検討内容：小児の初期救急医療体制の検討

- ・小児救急地域医師研修会の開催

開催回数：年1回

開業医への研修会を開催し、1次救急体制の整備を図るとともに、医療機関をとおして保護者への普及啓発を推進する。

- ・他圏域からの患者流入と二次・三次救急の受診状況・課題の把握と解決に向けた情報交換を図り、効果的な普及啓発等の検討を行う。

- ・出雲地区救急業務連絡会に参加し、業務の検討や症例検討を行う。

#### (2) 災害保健医療対策の推進

##### ア 災害保健医療対策会議の開催

開催回数：年1回

検討内容：島根県地域防災計画の医療救護実施要綱に基づき、圏域内の災害時医療体制や連携推進について検討する。

##### イ 各種防災訓練等への参加

EMIS(Emergency Medical Information System; 緊急時医療情報システム)や衛星電話等による情報伝達訓練、その他防災訓練に参加する。

#### (3) 在宅医療の推進

在宅医療が必要な方を支える医療連携体制の課題を検討し、体制の構築を目指す。

ア 在宅医療を推進するための研修会及び意見交換会の開催

開催回数：1回程度（3月頃）

イ 在宅医療推進連絡会の開催

検討委員：医師（病院・かかりつけ医・訪問診療担当医・リハ専門医）、歯科医師、薬剤師、MSW、訪問看護師、ケアマネ、リハ療法士、市など

検討内容：在宅医療連携体制構築、推進にかかる検討 など

開催回数：年2回（7月、11月頃）

\*ワーキングの実施により「出雲在宅医療・介護情報ファイル」の作成・配布

ウ 在宅医療座談会の開催

開催回数：5回程度

実施内容：健康づくり部門との連携により実施。

多職種チームにより、ちらし「ご存知ですか？出雲の在宅医療」を基に情報提供、意見交換。

エ 在宅医療事例検討会の開催

開催回数：5回（原則奇数月第2金曜日 19:00～21:00）

担当団体を決め実施

7月：ケアマネ協会出雲支部、NPO 法人いずも在宅支援ネットワーク

9月：リハケアネット

11月：出雲病病連携会議

1月：緩和ケア検討会

3月：(研修会・意見交換会にかえる)

## 2 医療の安全管理対策

病院及び診療所が、医療法の規定を遵守し、安全で適切な医療を提供できるよう体制の確保を図る。

(1) 医療法第25条第1項に基づく立入検査

ア 病院：年1回（対象11施設）

イ 有床診療所・人工透析施設：3年に1回実施（今年度対象：6施設）

有床診療所：15施設 人工透析施設：3施設

ウ 無床診療所及び歯科診療所：5年に1回実施（今年度：約30施設予定）

無床診療所：150施設 歯科診療所：59施設

(2) 医療安全相談窓口の設置

医療安全相談窓口をとおして医療相談に応じ各医療機関との連携を図り、安心して安全な医療提供体制の整備を図る

ア 専用電話：21-1428

イ 開設時間：月曜日～金曜日 午前9時～12時・午後13時～17時

(3) 医療機能情報提供制度

スムーズなシステム運用・情報提供に努める

### 3 医療法に基づく届出等

医療法に基づく届出、変更等の事務、医療機関の新規開設、施設構造設備変更に伴う事務や確認等実施

### 4 結核予防対策

結核発症の低下を目標に、発病防止、早期発見と治療、普及啓発を推進する。また人権に配慮した結核対策・地域DOTS（結核患者の服薬支援）を推進する。

#### (1) 結核患者療養支援

ア 地域DOTSの推進と早期対応

(ア) 退院前DOTSカンファレンスへの参加

(イ) DOTSパターンに準じた服薬支援

イ 所内コホート検討会の実施（毎月1回）

ウ 圏域内の病院と合同コホート検討会（年2回）

エ 精密検査の実施

#### (2) 接触者に対する健康診断の実施

ア 確実な対象者の把握と接触者健診の実施（QFT検査、胸部レントゲン検査、ツベルクリン反応検査等）

#### (3) 結核診査部会の円滑な実施（定期 1回/2週）

#### (4) 院内感染・施設内感染(結核)対策の強化

ア 高齢者福祉施設等への適切な情報提供、指導

イ 医療機関への立入検査時の指導

ウ 結核研修会の開催（年2回開催）：（高齢者施設と医療機関対象）

エ 接触者健診対象者を決定するための所内検討（必要時適宜）

関係者に対する適正な治療普及及び技術向上と情報提供

#### (5) 結核に対する正しい知識の普及と啓発

結核予防週間キャンペーン(9/24～9/30)、市町等の広報、各種イベントなどに併せ普及啓発を行う。

#### (6) 学校保健における結核予防対策

学校保健における結核予防対策を市との十分な連携によって推進する。

ア 教育委員会主催「結核対策委員会」への参画

(ア) 委員：保健所長

(イ) 開催回数：年3回

(ウ) 学校における結核予防対策の推進

### 5 難病対策

難病患者（「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定める指定難病）等に対し、医療費の自己負担の軽減や福祉制度の有効活用等を図り、療養支援の充実に努める。

#### (1) 医療費の一部公費負担申請、難病指定医・指定医療機関申請の受理、進達、交付

ア 指定難病患者に対する特定医療費給付（対象110疾患⇒7月以降約300疾患）

(ア) 継続治療患者の一斉公費負担申請事務（6月～9月、約1,500件）

- (イ) 新規公費負担申請、受給者証変更申請等受付事務
- (ウ) 難病指定医及び指定医療機関指定、内容変更等受付事務
- イ 特定疾患治療研究事業（スモン等5疾患）の対象疾患患者に対する医療費給付
- ウ 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
- エ 先天性血液凝固因子障害治療研究事業
- (2) 在宅療養支援事業
  - 在宅療養者の適切な支援や情報提供により、安定した療養生活の確保と、患者及び家族の生活における質の向上を図る。
  - ア 患者家族への療養支援
    - (ア) 電話・来所相談、訪問等を通し関係機関等と連携を図り、患者家族への療養支援を行う。
    - (イ) ALS等の療養支援会議に参加し、患者家族の安定した療養生活確保のための支援調整を行う。
    - (ウ) 災害時の療養支援体制の構築
      - ・災害時個別支援計画による、人工呼吸器装着患者の支援構築
      - ・緊急時受療シートによる在宅の医療的ケア必要難病患者の支援構築
  - イ 専門相談
    - しまね難病相談支援センターとの連携を図り事業を推進する。
    - (ア) しまね難病相談支援センター主催による専門相談の活用
      - (イ) 電話、来所時の相談
  - ウ 患者家族会への支援
    - 患者及び家族の会との連携を図り、自主活動の支援をする。
    - 各疾患別に年1回は学習会を保健所主催事業として実施。
    - (ア) パーキンソン病くつくしの会>
      - 総会、学習会：7月3日（金）
      - 交流会：10月頃
      - 忘年のつどい：12月頃
      - 役員会：年5回程度
    - (イ) 炎症性腸疾患<倶楽部UCD>
      - 食事学習会：2回程度
    - (ウ) 膠原病
      - 学習会：1回程度
    - (エ) 眼科疾患<JRPS>他
      - 学習会：1回程度
    - ◆全県組織への支援を必要に応じて行う。
    - (ア) パーキンソン病<全国パーキンソン病友の会島根県支部>
      - 総会：6月3日（水）
    - (イ) 膠原病 <全国膠原病友の会島根県支部>
      - 総会、学習会：5月17日（日）
    - (ウ) ALS<日本ALS協会島根県支部>

総会：6月27日（土）

(3) 訪問指導事業（専門職による訪問）

寝たきり等で受診できない難病患者に対し、専門職による訪問指導を行う。  
必要時に調整。

(4) 難病患者の意思伝達装置等の貸し出し事業

意思伝達装置、パルスオキシメーター、自動本めくり機、たん吸引練習セットなどの貸し出しを行い、スムーズな療養支援を図る。

(5) 人工呼吸器使用等の重症神経難病患者の在宅療養支援

A L S等の重症神経難病患者の療養支援における課題検討を行い、安全な療養環境の整備を図る。

ア 難病患者療養支援検討委員会

参加者：難病拠点・協力病院医師・相談室職員、専門医、医師会医師、訪問看護ステーション代表、ケアマネージャー代表、市、島根県難病医療専門員等

開催回数：年1回（3月頃）

イ A L S等重症神経難病患者の介護支援専門員連絡会

病状の変化に伴い、より質の高いケアマネジメントが求められるA L S等の難病患者を担当する介護支援専門員を対象に、情報交換や研修の場を提供

開催回数：年6回

(6) 重症神経難病患者の一時入院支援事業

圏域内の委託医療機関は6施設に増えた。各施設の受け入れ体制等を把握し、在宅支援関係者と病院との連携により、スムーズな一時入院（レスパイト的入院）が実施できるよう難病医療専門員と連携しながら調整を図る。

(7) 難病医療研修事業

ケアマネージャーのスキルアップを目的に開催していた研修を、対象を広げて開催。

開催日：6月末頃

(8) 難病ボランティア活動支援

ア 難病ボランティアサークル「ありんこ」の活動支援

・会員のスキルアップを目的とした研修：1回程度開催予定

イ 学生ボランティアのコミュニケーション事業

・圏域内学生ボランティアサークルにより、A L S等の在宅重症難病患者のQ O L向上を目的としコミュニケーション事業を実施

利用患者数：3～5人程度

スキルアップ研修：2回程度開催予定

## 6 肝炎相談・検査

(1) 肝炎相談・検査

ア 相談：月曜日～金曜日8:30～17:15に随時、電話・面接等で受け付ける

イ 検査：第1・第3月曜日 受付時間：9時～11時 予約制

ウ 普及啓発：世界肝炎デーに併せイベントおよび検査実施(島根大学病院と共催)  
平成27年8月2日(日) 予定

(2) 肝がん等重症化予防事業

- ア 初回精密検査費用助成(ウイルス検査陽性者が、初回精密検査受診した際の医療費自己負担部分を助成)
- イ 定期検査費用助成(肝がん等の患者が定期検査受診した際の医療費自己負担部分を年1回に限り助成)
- ウ 島根県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業(同意したウイルス検査陽性者に、受診状況確認および未受診の場合は受診勧奨を実施)

## 7 原爆被爆者対策

定期健康診断及びがん検診の周知を図り、高齢化した被爆者に対して保健福祉施策の充実を図る。

(1) 健康診断の実施

- ア 定期検診(年2回)  
実施時期：6月・12月
- イ がん検診  
実施時期：9～12月に実施予定

(2) 保健、福祉の向上

- ア 介護保険サービス利用料の助成
- イ 各種手当、市町の福祉制度等の適切な情報提供

(3) 住基ネットによる手当受給被爆者の生存の事実等の確認(年1回程度実施)

## 8 エイズ予防対策

HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発やHIV感染についての相談や検査の実施等により、エイズ予防対策の向上を図る。

(1) エイズ出張講座

大学、高校、中学校、企業等に対しエイズ教育を実施(申込み等により開催)

(2) 相談・定例検査

- ア 相談：月曜日～金曜日8:30～17:15に随時、電話・面接等で受け付ける。
- イ 検査：第1・第3月曜日(原則)9時～11時 予約制

(3) 普及啓発

- ア HIV検査普及週間(6月1日～7日)の取り組み  
夜間・休日検査の実施：6月1日、6月3日(夜間)
- イ 青年層や外国人等の個別施策層へ普及・啓発活動  
学園祭等の開催に併せてパンフレットやグッズの配布  
夏祭り等での夏の啓発活動
- ウ 世界エイズデー(12月1日)キャンペーン等の取り組み  
街頭キャンペーン：街頭にて啓発パンフレット、グッズ等を配布  
夜間・休日検査の実施：世界エイズデー前後の日程で実施予定
- エ ホームページ等により普及啓発を図る。



## 9 移植医療推進並びに骨髄提供希望者登録推進事業

臓器移植、骨髄移植、アイバンク、腎バンクの普及啓発を図る。

### (1) 普及啓発活動

- ア ホームページに掲載
- イ 臓器移植啓発普及月間に併せキャンペーン等を実施  
(島根まごころバンクとの連携・協力)

### (2) 骨髄バンク登録検査事業

検査日：第1・第3月曜日（原則）13時～15時 予約制で実施

## 10 緩和ケア総合推進事業

がんと診断された早期から、また入院から在宅まで切れ目のない緩和ケアが提供できる体制を構築するため、地域でのネットワークづくりおよび緩和ケアの正しい知識の普及啓発を図る。

### (1) 緩和ケア地域ネットワーク事業

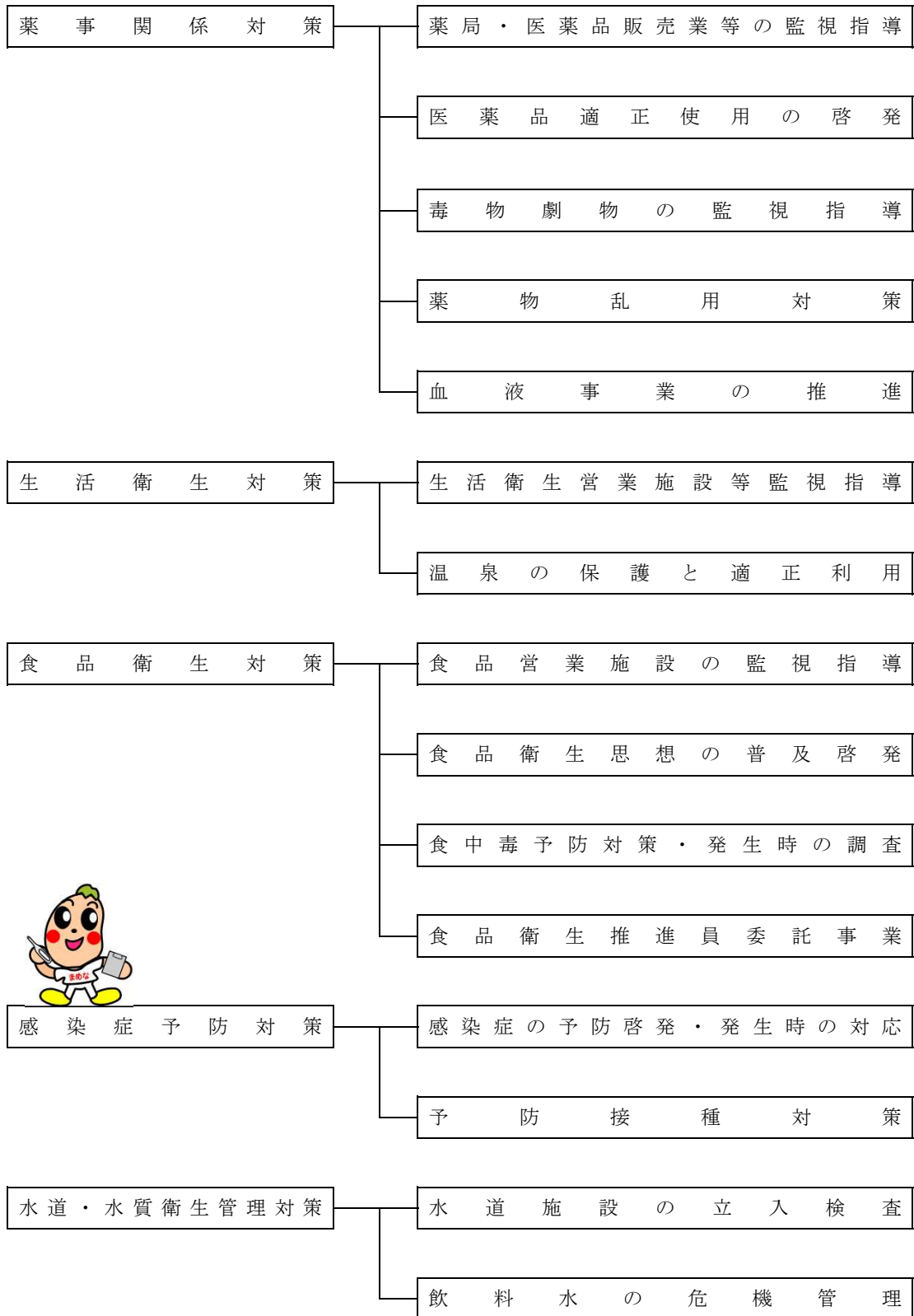
- ア 出雲圏域緩和ケア検討会の開催  
開催回数：年1回（9月）  
検討内容：緩和ケア提供状況や各機関の取り組み状況について情報交換  
緩和ケア推進の課題等の検討  
情報提供マップ（仮称）の作成について
- イ 出雲在宅医療・介護連携情報ファイル作成  
在宅医療推進事業と合同で作成。  
関係機関調査：5月  
合同ワーキングにて最終検討し、作成配布。（9月予定）
- ウ 出雲圏域の緩和ケアに関する研修会等情報集約システム  
圏域の拠点病院等が実施する研修や学習に関する情報を保健所で集約し、保健所ホームページ等を活用して関係者等に効果的に情報提供する。  
情報集約：年度当初（5～6月）に照会。また情報提供時に随時掲載。
- エ 普及啓発事業  
緩和ケアにかかる座談会開催  
開催回数：5回程度（要望に応じて開催）  
\*在宅医療座談会に併せて開催
- オ 住民向け情報提供マップ（仮称）の作成  
住民への緩和ケア啓発普及を目的とし、緩和ケアに係る医療や関係機関等の情報提供を行うマップ等を作成、配布。  
ワーキング設置により詳細を検討する。

## 11 ハンセン病対策

平成8年4月「らい予防法の廃止に関する法律」が施行になったが、地域の偏見は根強くあり、引き続き啓発活動が必要である。

- (1) ホームページ等による普及啓発活動
- (2) パネル展示事業
- (3) 市等の協力によりパンフレット設置

## 衛生指導課業務



## 衛生指導課

### 1 医薬品等安全対策の推進

#### (1) 薬局・医薬品販売業等監視指導

医薬品等の安全性を確保するため、新規許可施設や昨年度不適事項のあった施設を中心に薬局・医薬品販売業者の監視を行い、不良医薬品の排除等に努める。薬局に対しては、服薬指導・薬歴管理、患者への情報提供及び疑義照会の励行を指導する。また、いわゆる健康食品を中心に効能効果等を標榜する無承認無許可医薬品があとを絶たないことから、店頭のパフレット、新聞折り込みチラシ等の点検を行う。

管理者及び有資格者（薬剤師や登録販売者）の勤務状況を把握し、不在時の措置の徹底等について指導する。

#### (2) 医薬品の適正使用の普及啓発

医薬品は正しく服用することによって期待した治療効果が得られるが、複数の医療機関から処方された医薬品を併用することにより副作用を起こすことがある。

このような事故を未然に防止するため、高齢者等医薬品安全使用講座を開催し、高齢者を含む住民に対して医薬品の正しい知識を啓発し、薬歴管理に基づいた服薬指導の可能な「かかりつけ薬局」の普及や薬剤師会で交付される「お薬手帳」の活用を支援する。

ア 公民館活動や地域の健康教室等の各種事業を活用し、医薬品の安全使用及び適正使用の啓発を図る。

イ パネル、ビデオ、テキスト、チラシ等を活用し啓発を行う。

※ 啓発、相談等の開催に当たっては県薬剤師会出雲支部との連携のもとに実施する。

#### (3) 毒物劇物の監視指導

毒物劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っており、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、不特定多数の人に大きな被害を及ぼすおそれがある。

近年、塩酸等の飛散・漏洩等の事故、シアンや砒素化合物等の食品への混入事件、過酸化水素や塩素酸塩類等を不正入手して爆弾を製造する事件などが続発しており、大きな社会問題となっていることから、取扱い施設における管理・販売への監視指導を行う。

#### (4) 薬物乱用対策

薬物(麻薬、覚せい剤、シンナー、向精神薬、危険ドラッグ等)の乱用は、乱用者個人の被害にとどまらず、家庭を崩壊させ社会の秩序を乱す等その害悪は計り知れない。全国的に覚せい剤の乱用が憂慮される状況にあることから、薬物取扱施設等に対する指導を強化するとともに、小中学校等への薬物乱用防止教室の実施等、薬物乱用防止の普及啓発を図る。

また、薬物取扱施設等での適正な保管・管理の指導を徹底する。

ア 普及啓発

(ア) 保健所、市の窓口での資料配付

(イ) 保健所ホームページ及び市広報誌への掲載

- (ウ) 「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン活動（6月に街頭キャンペーン実施予定）
- (エ) 薬物乱用防止教室の開催（島根県薬物乱用防止教室等指導員紹介制度も利用する）
- イ 麻薬・覚せい剤等取扱施設等に対する監視指導
  - 麻薬・覚せい剤撲滅運動期間（10～11月）等を中心に、立入検査を実施する。
- ウ 自生けしの抜き取り
  - 不正大麻・けし撲滅運動（5～6月）の一環として、自生けしの抜き取り及びポスターの掲示等を行う。

## (5) 血液事業の推進

- ア 献血の推進
  - 医療に必要な血液製剤の確保のために、献血セミナーの開催協力や献血の必要性及び協力を求めるチラシ等の配布など、赤十字血液センターや市と連携し普及啓発に努める。
- イ 血液製剤使用適正化の推進
  - 医療機関における血液製剤の適正使用を指導する。

## 2 生活衛生の推進

### (1) 生活衛生関係営業・温泉の監視指導

平成23年に策定した生活衛生関係営業・温泉立入監視票を利用し、計画的な立入指導を実施するとともに自主点検の推進についても指導を行う。

- ア 生活衛生関係営業施設の衛生指導
  - 計画的に施設の監視を実施し、構造基準及び施設、設備、器具等の衛生措置基準の遵守、徹底を指導する。
- イ レジオネラ症対策
  - レジオネラ症を予防するため循環設備を有する公衆浴場、旅館、温泉利用施設等に対し立入検査を行い、構造設備及び維持管理の基準遵守、徹底を指導する。
- ウ 温泉の泉源について、10年に1回の定期検査が必要な施設に事前指導を行う。
- エ 衛生講習会等を実施し、生活衛生の向上及び確保を図る。

## 3 食品衛生対策の推進

### (1) 食品衛生監視指導

- ア 食品関係事業者に対する監視
  - 島根県食品衛生監視計画に基づき、効率的な監視・指導を実施する。

監視目標数

要許可施設	： 1 7 7 0 件
許可不要施設	： 6 9 0 件
合 計	： 2 4 6 0 件

- イ 食品事業者の自主管理の推進

衛生講習会、立入監視において、自主点検、原材料及び製品の検査、記録の保存等について適切に行われるよう指導を行い、食品衛生の向上に係る自主的な活動を促進する。

(2) 食品に関する啓発・情報発信

衛生講習会等を通して食品事業者及び消費者に対し、食品に関する正しい知識の普及及び情報の提供等を行い、食品の安全確保に関して理解を深める活動を推進する。

ア 食品関係事業者への啓発

食品衛生責任者講習会等において、条例改正及び食中毒予防対策等について啓発する。

イ 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

家庭における食中毒の発生防止等の目的で、食中毒が発生しやすい時期を中心に、ホームページ、手洗い教室等を活用し食品衛生知識の普及啓発を図る。

(3) 食中毒予防対策

ア ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒事件が多発していることや、腸管出血性大腸菌等による健康被害等も発生していることから「大量調理施設衛生管理マニュアル」の考え方に基づいた監視、指導を行う。

イ 寄生虫や自然毒による食中毒が県内で発生していることから、生食用食品の取り扱い及び自然毒について、各種講習会、広報紙等により営業者、消費者への予防対策の周知を図る。

ウ 生食用食肉の規格基準等が平成23年10月1日に策定され、さらに平成24年7月1日より牛レバーの生食が禁止された。今年度も、引き続き監視を継続する。

(4) 食品の検査

消費者への安全かつ安心な食品の提供を担保するため、県内で生産・流通する食品について収去検査を行う。

(5) 食品衛生推進員活動

昨年度に委嘱した120名の食品衛生推進員により管内の飲食店営業（一般食堂・弁当・仕出し・旅館）における食中毒予防を目的とした衛生管理状況の点検及び必要な助言を実施する。また、食品表示の状況を点検する。

## 4 感染症予防対策の推進

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「島根県感染症予防計画」に基づき、感染症発生時の体制を整備するとともに、感染症の発生・まん延防止を図るための啓発に努める。

(1) 感染症の予防啓発

ア 施設及び住民に対し、講習会、ホームページ及び広報誌等により感染症予防の啓発を図る。

イ 感染症発生動向調査及び学校欠席者情報収集システム等を利用し、感染症の発生状況について情報還元を行い注意喚起を行う。

(2) 感染症発生時の対応体制

ア 感染症発生情報を迅速に把握するとともに、発生時には、患者等の人権に配慮しつつ、まん延防止のため迅速かつ的確に対応できる体制を充実させる。また、平常時から発生に備えた防護服の着脱訓練等を実施するとともに、器具機材の点検、確保に努める。

イ 平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、さらに平成25年12

月に「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定された。これにあわせて、「出雲保健所 新型インフルエンザ等対応マニュアル」について見直しを進める。

ウ 西アフリカを中心にエボラ出血熱の発生があった。「エボラ出血熱疑似症患者発生時における対応方法」に基づき保健所での対応の検討を進める。

エ 平成26年に東京都を中心として約70年ぶりにデング熱の国内発生が多数報告され「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」が示された。これを受け、平常時の予防対策及び発生時の対応について検討を進める。

オ 海外で発生している感染症の侵入に備え、関係機関との連絡体制および初動対応を再確認する。

### (3) 予防接種対策

予防接種の事故防止を図るため、市や関係機関に情報提供を行うとともに、住民に対して正しい知識の普及に努める。

#### ア 麻しん予防対策

麻しん発生時には、「島根県における麻しんのまん延予防対策のための指針」に基づいて、学校等での集団発生の未然防止に努めるとともに、必要に応じて予防接種の勧奨を行う。

#### イ 風しん予防対策

平成25年の全国的な流行を受け、本年度も引き続いて、発生状況の監視に努め、患者の発生時には、積極的疫学調査を実施することで感染拡大の防止と妊婦等への感染予防に努める。

#### ウ 水痘・高齢者の肺炎球菌ワクチン

平成26年10月より定期接種が開始されたことを受け、市や関係機関、住民に対して情報共有を行う。

## 5 水道の衛生管理

### (1) 水道事業者への立ち入り指導

「水道施設立入検査要領」に基づき立入検査を行い、水道の衛生確保を図る。

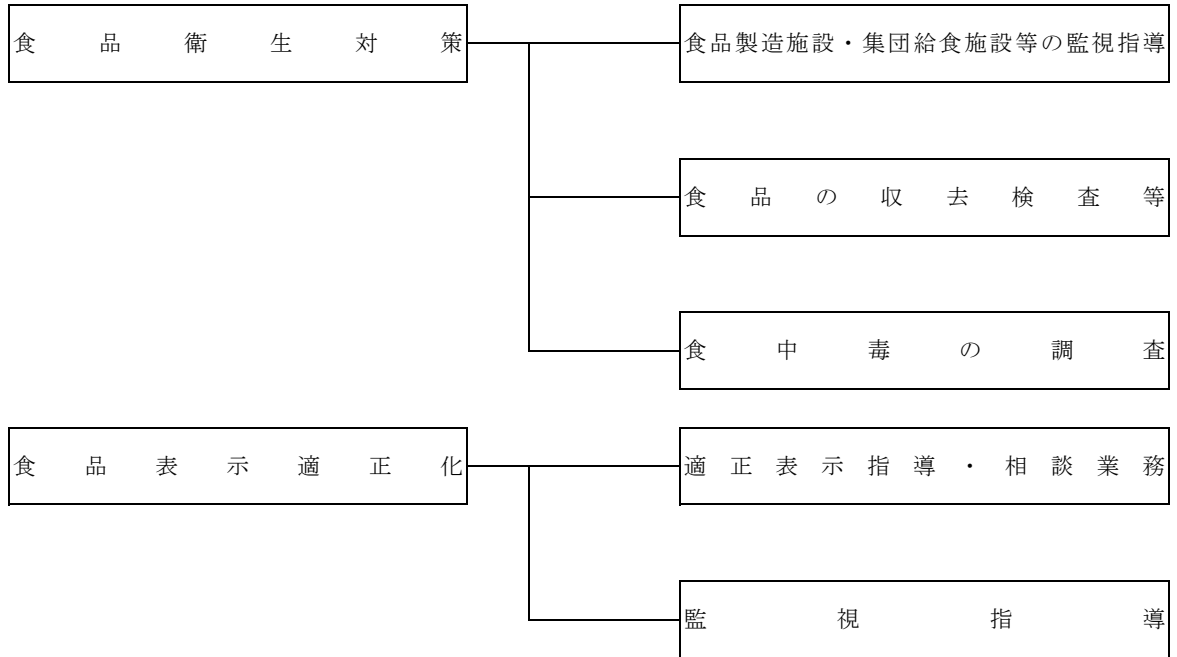
### (2) 飲料水健康危機管理体制の確立

「島根県飲料水健康危機管理実施要領」に基づきクリプトスポリジウム等感染性微生物又は油流出等による水質汚染等、飲料水を起因とする住民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対して的確に対応する。

### (3) 水道水質検査異常に対する対応

水道事業者に対して、水道水質検査異常報告があった際、適切な対応を指導するとともに再発防止を指導する。

## 食品衛生機動監視課業務



## 食品衛生機動監視課

### 1 監視指導

#### (1) 重点監視指導項目

##### ア 表示の適正化

- ・食品表示法の施行に伴い、同法の説明会や表示作成の実践講座等を開催し、管内食品事業者に適正表示を指導啓発する。

##### イ HACCP の概念に基づいた、衛生管理手法の定着、導入を指導する。

- ・集団給食施設での立入において、衛生管理の実施状況を把握し、その状況に応じて大量調理施設衛生管理マニュアルによる衛生管理が円滑に実施できるよう指導・助言する。
- ・規格基準や衛生規範のある食品の製造業、仕出し屋や弁当屋など提供数の多い2種飲食店営業等に対し、これら基準の遵守状況を重点に指導していくと共に、HACCP の概念に基づく衛生管理手法を取り入れるよう指導や助言を行う。

##### ウ 食中毒発生予防

- ・カンピロバクター、腸管出血性大腸菌(O-157 等)、サルモネラ、クドア等に汚染されている食品による食中毒を予防するため、飲食店営業を中心に生で提供をしないよう監視指導する。
- ・ノロウイルスによる食中毒予防について、調理従事者からの汚染による事件が増加していることから、調理従事者の手洗いを中心とした衛生管理を重要管理点として、特に大量調理施設や食品を素手で取り扱う施設を中心に立ち入り指導を行う。
- ・リスクの高い食品の情報及び食中毒予防のための取扱いに関する情報について各種講習会等で普及啓発する。

#### (2) 重点監視対象施設

島根県食品衛生監視指導計画の中で示されている、リスク要因評価による監視のランク付で重要度の高い施設Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを優先的に監視指導を行う。

### 2 食品等の収去検査等に関する事項

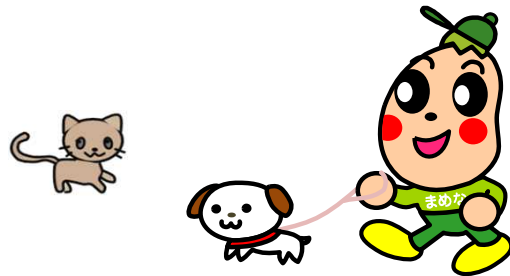
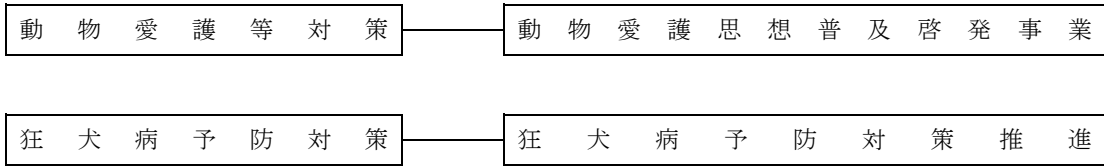
主に管内で製造・加工される食品について、収去検査を実施し規格基準、使用基準の遵守、適切な表示等を指導する。

収去検査予定検体数：163検体

《内訳》細菌学的検査60検体、理化学的検査82検体、残留農薬検査21検体



## 動物管理課業務



## 動物管理課

### 1 動物保護管理対策

#### (1) 動物取扱施設への立入り監視

動物の適正な飼養管理が行われるよう、ペットショップ等の動物取扱施設への立入り指導を行う。併せて、人獣共通感染症などの情報提供を行う。

#### (2) 特定動物の適正飼養対策

管内で飼育されている特定動物の飼養施設への立入りを行い、特定動物による危害の発生の防止及び適正な飼育を指導する。

#### (3) 動物管理対策

動物管理センターにおける動物の輸送及び処分については、一括民間委託されているが、この業務が適正に行われるよう指導監督する。

### 2 動物愛護思想の普及（動物愛護棟業務）

#### (1) 動物愛護フェスティバル等の開催

動物の愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護週間中、動物愛護ボランティアや県内動物愛護団体と連携を図りながら動物愛護フェスティバル等を開催する。

また、管内の小学校において動物愛護教室を実施し、動物愛護思想の普及啓発を図る。

#### (2) 保健所収容動物の適正譲渡の推進

引取りや保護収容した犬・猫に生存の機会を与えるため、譲渡の窓口を常時設けるとともに登録された動物愛護団体又は個人への譲渡も行う。

譲渡可能な動物の情報は、当所ホームページの掲載の外、新聞広告掲載や県下全域の保健所での情報共有を図り積極的な譲渡を推進する。

また、譲渡に当たっては、「犬又はねこの譲渡実施マニュアル」に基づいた適正な譲渡を行う外、譲渡希望者には譲渡前講習会の受講を義務付け、飼養者としての責任や自覚を促す。

さらに、譲渡後フォローアップ講習会を実施する外、追跡調査を行い適正飼養の継続的な指導を推進する。

#### (3) 飼養期間の延長に伴う収容動物の健康管理、適正飼養の実施

譲渡の推進を図っていくには、保健所での飼育期間の延長が必要となることから、収容動物の健康管理に努める外、動物愛護ボランティアの協力を得ながら休日も含めた適正飼養に努める。

#### (4) 犬・猫の適正飼養及び繁殖制限の啓発

犬・猫の譲渡時・返還時等あらゆる機会を通じて、適正飼養についての指導を行う。

また、生まれても飼うことができず保健所へ持ち込まれる等の不幸な命を増

やさないためにも、不妊去勢手術等の繁殖制限について広く啓発する。

(5) TNR（地域猫活動）事業の推進

飼い主のいない猫による生活環境の悪化等が深刻化している地域が増加していることから、引き続きモデル地域を設定し、地域住民の協力を得ながら TNR 事業を推進する。

また、適宜実施効果の検証を実施し、今後の事業の方向性についても検討する。

(6) 所有者明示の普及・推進

当所に収容した犬や猫がすみやかに飼い主の元へ帰れるよう、所有者明示（首輪への名札等の装着）について、出雲市や動物愛護団体と連携しながら推進する。

また、所有者明示の手法として有効とされているマイクロチップの埋め込みについて、譲渡・返還時にその効果について啓発、勧奨する。

(7) 家庭飼育動物の譲渡情報提供サービス

犬・猫を飼いたい人と譲りたい人を電話受付することにより、双方の仲介役を果たし、家庭飼育動物に生存の機会を提供する。

### 3 狂犬病予防対策

(1) 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の推進

出雲市が実施する犬の登録、狂犬病予防注射が円滑に推進されるよう協力する。

(2) 飼い主不明の犬や飼い犬の苦情に対する迅速な対応

飼い主不明の犬や飼い犬の放し飼い等の苦情に対し、速やかに対応し危害や迷惑の防止を図る。

(3) 返還した犬の飼い主に対する継続指導

当所へ収容し返還した犬の返還後調査を実施する外、不適正飼育者に対しては継続した指導を行う。

## 環境保全課業務



大気環境の保全対策	大気環境の常時監視 固定発生源対策 アスベスト対策 オゾン層保護対策 航空機騒音に係る環境基準監視
水環境の保全対策	水質環境基準の監視 工場・事業場排水の監視 ゴルフ場農薬等流出モニタリング調査 湖沼等水質保全対策
土壌環境の保全対策	土壌汚染防止対策
環境保全意識の普及・啓発	環境学習等に対する支援 環境保全活動に対する支援
廃棄物の減量化・有効利用対策	3Rの推進
廃棄物の適正処理対策	一般廃棄物処理施設の監視指導 産業廃棄物処理施設の監視指導 廃棄物の不法投棄対策 産業廃棄物の排出事業者・処理業者の監視指導 PCB廃棄物の適正処理指導 使用済自動車の処理に関する監視指導
ダイオキシン類対策	基準適用施設等の監視
浄化槽の適正維持管理対策	浄化槽管理者等の指導 浄化槽適正管理の啓発
建築物の衛生管理対策	特定建築物の衛生管理に関する監視指導 ビル衛生管理登録事業者の指導
ねずみ・衛生害虫対策	衛生害虫等の相談対応

## 環境保全課

### 1 大気環境の保全対策

大気環境の常時監視や固定発生源の監視指導等を行い、大気環境の保全対策を推進する。

#### (1) 大気環境の常時監視

平成10年に設置した「出雲保健所測定局」で、窒素酸化物・浮遊粒子状物質・オゾン・PM2.5等の常時監視を行う。

光化学オキシダントやPM2.5などが高濃度となり、人の健康等に被害が生じるおそれがある大気汚染が発生した場合、島根県大気汚染緊急時対策要綱に基づいて、住民からの相談や問い合わせ対応等を行う。

#### (2) 固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、関係事業場のばい煙発生施設等の監視指導を行う。

#### (3) アスベスト対策

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出のあった工事について、立入検査及び環境調査等を実施し、アスベストの飛散防止を図る。

#### (4) オゾン層保護対策

フロン回収破壊法を円滑かつ適正に施行することにより、フロン類の大気への放出量を抑制する。

#### (5) 航空機騒音に係る環境基準監視

航空機騒音に係る環境基準の適用がある出雲空港周辺で、年間4回の騒音調査を実施し、実態の把握と対策の資料とする。

### 2 水環境の保全対策

公共水域の水質調査や特定事業場等の汚濁発生源を監視指導等を行い、水環境の保全対策を推進する。

#### (1) 水質環境基準の監視

水質環境基準の適用がある、神戸川、神西湖、おわし海水浴場の水質監視調査や地下水調査を実施し実態の把握に努めるとともに、6水浴場について遊泳適否調査を行い、利用者に情報提供を行う。

#### (2) 工場・事業場排水の監視

水質汚濁防止法に基づき、関係する特定事業場の排水基準監視等を行う。

(3) ゴルフ場農薬等流出モニタリング調査

ゴルフ場で使用される農薬等の流出モニタリング調査を行い、実態の把握に努める。

(4) 湖沼等水質保全対策

宍道湖集水域の湖沼特定事業場の監視指導を行うとともに、水質汚濁防止連絡協議会を通して水質保全対策の協議・情報交換等を図る。

また、神西湖に流入する4河川の水質監視調査を行い、実態の把握と対策の資料とする。

### 3 土壌環境の保全対策

土壌汚染対策法に係る関係事業場や土地所有者に、土壌汚染の状況調査等が適切に行われるよう指導するとともに、地下水の汚染状況の調査を行い、実態の把握に努める。

### 4 環境保全意識の普及・啓発

しまねエコライフサポートセンター・エコサポしまねが実施する「しまね環境保全活動助成金」の活用促進を進める。

### 5 廃棄物の減量化・有効利用対策

マイバッグ利用の推進、廃棄物処理施設の見学会開催、エコショップの認定などにより3R推進に対する県民の理解を深め、「しまね循環型社会推進計画」の推進を図る。

### 6 廃棄物の適正処理対策

(1) 一般廃棄物処理施設の監視指導

一般廃棄物処理施設へ立入検査等を行い、設置者に対し適正な管理運営を指導する。

(2) 産業廃棄物処理施設の指導監視

産業廃棄物処理施設へ立入検査等を行い、設置者に対し適正な維持管理を指導する。

(3) 廃棄物の不法投棄対策

依然として後を絶たない不法投棄や野焼き行為等不適正処理事案について、積極的に監視・パトロール等の諸対策を講じることにより、不適正事案の未然防止並びに原因者の究明と適正処理について厳正な指導を行う。

また、本年度の不法投棄防止重点監視地域を佐田町「林道毛津線」に指定し、地域住民監視モニター及び関係機関と合同パトロール等を実施する。

(4) 産業廃棄物の排出事業者・処理業者の監視指導

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に報告の徴収や立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正保管、適正処理を指導する。

(5) PCB廃棄物の適正処理指導

PCB廃棄物保管事業者およびPCB含有機器保有者に対して立入検査等を行い、適正保管・早期処理を指導する。また、処理事業場（JESCO北九州事業所）への最終搬入期間（平成26年度）が過ぎた高濃度PCB廃棄物については期限内処理（※）を該当事業者へ強く指導する。さらに、PCB廃棄物の掘り起こし調査で高濃度PCB廃棄物を確認した事業者についても期限内処理を強く指導する。

※高濃度PCB処理完了期限（JESCO北九州事業所）

トランス・コンデンサ類：H31年3月末      安定器：H34年3月末

(6) 使用済自動車の処理に関する監視指導

使用済自動車に係る引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者等の関係者を監視・指導し、使用済自動車の再資源化の推進と適正処理の確保を図る。

**7 ダイオキシン類対策**

ダイオキシン類の排出基準が適用される施設の立入検査を行い、施設の適正管理及びばいじん・燃え殻等の適正処理について指導を行う。

**8 浄化槽の適正維持管理対策**

法定検査不適正浄化槽に立入検査等を行い、浄化槽管理者等に対し適正な維持管理を指導する。

また、法定検査においては、特に10人以下のみなし浄化槽について受検率が6割程度（平成25年12月末）と依然として未受検者が多い状況にあることから、市などと連携して受検率向上に向けた取り組みを推進する。

**9 建築物の衛生管理対策**

特定建築物に対し立入検査を行い、建築物環境衛生管理基準の遵守等を図る。

また、ビル衛生管理登録事業者に対し適正な業務管理の指導や監督者および従事者研修における指導等を行い、資質の向上に努める。

**10 ねずみ・衛生害虫対策**

ねずみや衛生害虫に関する住民からの相談に対して助言・指導を行う。